

現 行	改 正 案
<p>(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)</p> <p>第3条 -----略-----</p> <p>(委任)</p> <p><u>第4条</u> -----略-----</p> <p>(過料)</p> <p><u>第5条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、<u>法第13条第1項</u>（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>同項</u>の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(3) 法第23条第2項若しくは第4項又は<u>第24条第2項</u>の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者</p>	<p>(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)</p> <p>第3条 -----略-----</p> <p><u>(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)</u></p> <p><u>第4条</u> <u>法第54条の3</u>において準用する<u>法第46条第2項</u>の条例で定める基準は、<u>特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定めるとおりとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第5条</u> -----略-----</p> <p>(過料)</p> <p><u>第6条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、<u>法第13条</u>（法第30条の3 <u>及び第30条の13</u>において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>法第13条</u>の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項（法第30条の3 <u>及び第30条の13</u>において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(3) 法第23条第2項若しくは第4項、<u>第24条第2項</u>又は<u>第30条の18第2項</u>の規定による支給認定証 <u>又は乳児等支援支給認定証</u>の提出又は返還を求められてこれに応じない者</p>